

Ⅱ 農業農村整備事業の概要

1 趣旨

農業農村整備は、農地、農業用用排水路などの農業生産基盤や農村生活環境基盤を整備し、適切に維持管理することにより、安定的な食料の生産・供給のみならず、自然環境や県土の保全、美しい農村景観の形成などに貢献してきました。

本県の農林水産業は、人口減少の進行に伴う労働力不足や地域コミュニティの衰退など様々な課題に直面しています。こうした情勢の変化に的確に対応し、本県の農業・農村の持続的な発展に向けた農業農村整備の展開方向を明らかにするため、「あおもり水土里づくり推進プラン（期間：2019年度～2023年度）」を策定しました。本プランでは、次の3つの施策体系を柱に展開し、「豊かで持続可能な農業・農村の実現」を目指します。

2 施策体系

◇ 「豊かで力強い農業により攻める」

担い手が活躍する強い農業基盤づくりとして、農作業の省力化と生産コストの低減を図る農地の大区画化や、稲作農業から野菜などの高収益作物への転換を可能とする水田の汎用化・畑地化などの基盤整備により担い手の所得向上を図るとともに、農地中間管理機構とも連携した担い手への農地の集積・集約化を推進します。

◇ 「農業・農村の安全・安心を守る」

農村地域の安全・安心を守るため、老朽化した農業水利施設の長寿命化対策や、ため池などの耐震化や集中豪雨等による農村地域の洪水被害を防止する取組により、農村地域の防災・減災対策を推進します。

◇ 「魅力的で活力ある農村をつくる」

農業・農村の多面的機能の発揮に向けて、農村の地域資源の適切な保全管理を推進します。また、農村生活環境の更新整備などの取組により、暮らしやすい活力ある農村づくりを推進します。



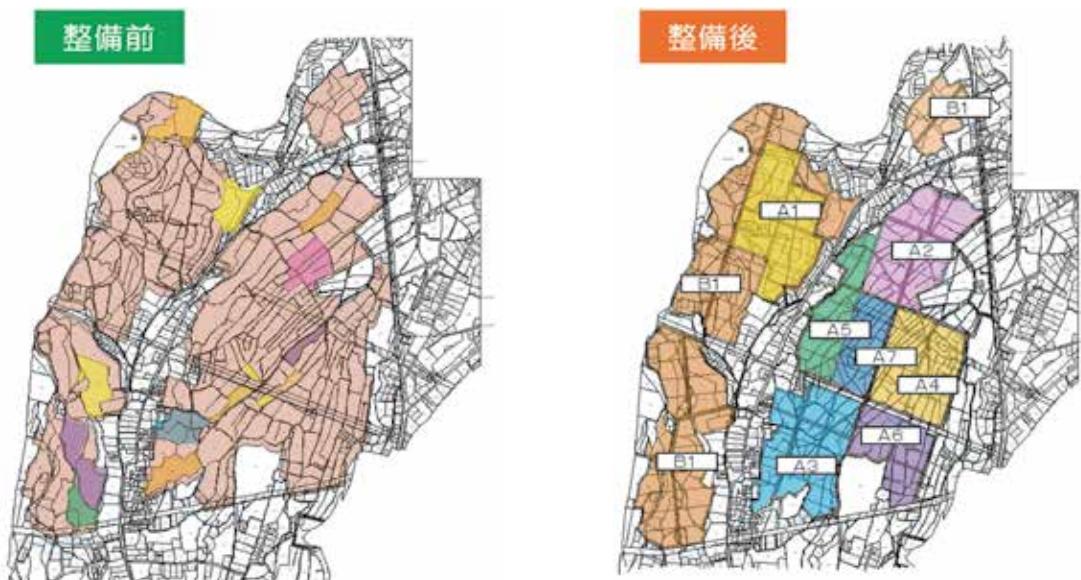
3 具体的な方向性

(1) 「豊かで力強い農業により攻める」

ア 担い手への農地の集積・集約化の推進

【取組内容】

農業の競争力強化を図るために、担い手の経営規模を更に拡大し、効率的な営農を実現していくことが必要です。このため、ほ場整備などの基盤整備を実施し、これを契機として担い手に対して面的なまとまりのある農地の利用集積を促進します。



担い手の経営（所有・賃借・作業受託）する農地が分散されており、非効率的な営農を強いられています。

基盤整備を契機として、担い手の経営する農地が集積・集約化され、効率的な営農が実現されます。

【主な事業】

- 経営体育成基盤整備事業
- 農地中間管理機構関連農地整備事業
- 農地耕作条件改善事業
- など

【東青管内の主な実施内容】

経営体育成基盤整備事業 蓬田第一地区（蓬田村）（R5～R10）

本地区の現況水田は 20a 区画で、現況道路は幅員が 2.0m程度と狭小であり、水路は用排兼用の土水路で維持管理に多大な労力を要しています。

このような現状を改善するために、本事業では大区画化を中心とした農業生産基盤の整備を実施することを目的としています。また、本事業により分散した農地を担い手に集約することで経営の安定化や就農構造の改善を図ることが期待されています。



イ 力強い農業を支える生産基盤の推進

【取組内容】

農作業の省力化と生産コストの低減を図る農地の大区画化や、高収益作物を中心とした営農形態への転換を促進する水田の汎用化・畑地化を推進します。畑地や樹園地においては、高品質な野菜・果樹の拡大を促進するため、畑地かんがい施設の導入や排水改良等を推進します。

また、農産物輸送の効率化を実現するほか、災害時の避難路や輸送路としての役割を担う基幹的な農道について、長寿命化や耐震化対策などの整備を推進します。

【主な事業】

- 経営体育成基盤整備事業
- 畑地帯総合整備事業
- 農地耕作条件改善事業
- 通作条件整備事業 など

【東青管内の主な実施内容】

経営体育成基盤整備事業 大川平地区（今別町）(R2～R7)

本地区の現況水田は 10a～30a 未満の区画で、現況道路は幅員が 2.0m と狭いほか、用排水路の老朽化が著しく水管理や水路の維持管理に多大な労力を費やしています。

このため、本事業により区画整理による大区画化や道水路を整備することで生産性の高い優良農地を確保するとともに、担い手への農地集積の加速化を図ることで本地域の農業競争力の強化を目指します。



ウ 担い手の所得向上を図る作物導入の促進

【取組内容】

水田の畑地化や畑作物に軸足を置いた汎用化のため、排水改良等の基盤整備を推進し、高収益作物の導入を促進します。ほ場整備の計画段階から指導機関を含む事業推進協議会を地区毎に設置し、基盤整備と営農の両面において地域の合意形成を図りながら事業を推進していきます。

栽培意欲のある生産者と指導機関が一体となって、先進地の成功事例を取り込むとともに、実需者と連携しながら、高収益作物を中心とした攻める農業を推進します。

【東青管内の主な実施内容】

東青地域では、農業普及振興室が中心となり、中山間地農業ルネッサンス推進事業等を活用して、生産者、JA、行政関係者とともに、秋定植のたまねぎ実証ほ場にて現地検討会を開催したほか、春定植のたまねぎ栽培ごよみを作成・配布して栽培方法等を周知するなど、たまねぎ栽培導入を推進する取組を行いました。



現地検討会の様子

(2) 「農業・農村の安全・安心を守る」

ア 農業水利施設の長寿命化の推進

【取組内容】

基幹的な農業水利施設の多くは、昭和30年～40年代の築造が多く、耐用年数の経過や老朽化の進行により、安定的な農業用水の確保に支障を来しています。

このため、既存ストックの有効活用の観点から、適切な機能診断と予防保全対策により農業水利施設の長寿命化を図り、ライフサイクルコスト（建設・維持管理等にかかるすべてのコスト）の低減を通じて効率的な更新整備や保全管理を推進します。

【主な事業】

- 基幹水利施設ストックマネジメント事業
- 農業水利施設保全合理化事業
- 農業水路等長寿命化・防災減災事業 など

【東青管内の主な実施内容】

基幹水利施設ストックマネジメント事業 後潟川頭首工地区（青森市）(R4～R6)

本施設は、受益面積 403.4ha をかんがいする取水施設です。頭首工のゲート設備は老朽化が著しく、水管理や維持管理に多大な労力を要します。また、大雨時にゲートが動作しない不具合があり、管理に支障を来しています。加えて、コンクリート構造物はひび割れの進行によって脆弱化が懸念されます。

このため、本事業によりゲート設備及びコンクリート構造物を補修することで施設機能の回復を図り、本地域の豊かで競争力ある農業を実現することを目的としています。



農業水路等長寿命化・防災減災事業 田の沢地区（平内町）(R5)

本地区では、田ノ沢ため池へつながる落水口周辺が洗堀されており、崩壊のおそれがあります。また、地区内の中村幹線用水路法面の一部が崩壊しています。そこで、落水口周辺と中村幹線用水路の法面を補強し、周辺農地への崩壊を防ぐことを目的としています。



イ 農村地域の防災・減災対策の推進

自然災害から農村地域の住民の生命・財産を守るとともに県土を保全し、安全・安心な農村づくりのため、農業水利施設の耐震化や洪水被害防止対策など農村の防災・減災対策を推進します。

特にため池については、「青森県ため池の安全・安心力アップ中期プラン」に基づき、防災・減災対策の優先度を明らかにした上で、徹底した管理や点検、ハザードマップの地域住民への周知、防災関係機関との連携などのソフト対策をため池の防災・減災対策の中心としつつ、詳細調査を進めながら、必要なため池のハード対策を計画的に実施します。

【主な事業】

- ため池等整備事業
- 農業用河川工作物応急対策事業
- 防災ダム事業
- 農業水路等長寿命化・防災減災事業 など

【主な実施地区】

ため池等整備事業 西田沢大堤地区（青森市）（R5～R9）

本ため池は受益農地 59.2ha をかんがいする農業用ため池です。令和元年度の地震・豪雨耐性評価では、堤体のレベル1 地震動に対する耐震性は、上流側及び下流側とともに安全率が 1.2 を下回っています。また、設計洪水量に対して既設洪水吐の流下能力では断面不足となります。このことから、本事業で改修を行い、防災機能の向上を図ることとしています。



ため池等整備事業 大堤地区（青森市）（R1～R6）

本ため池は青森市浪岡に位置し、受益面積 12.6ha をかんがいする農業用ため池です。

本ため池は取水施設の老朽化、洪水吐の排水能力不足等によって防災機能に支障を来しているほか、法面からの漏水も見られる状況にあります。

また、洪水や地震によって施設が破損した場合、下流農地や施設に甚大な被害が生じる恐れがあります。そのため、堤体の安全性を向上させることを目的に漏水箇所の改修や法面保護などの改修工事を行っています。



(3) 「魅力的で活力ある農村をつくる」

【取組内容】

●農村協働力を活かした農村の地域資源の保全管理の推進

農業者や地域住民等の多様な主体で構成された活動組織による、農地法面の草刈りや農業用排水路の泥上げ、りんご樹園地周辺の農道の除排雪などの地域資源の基礎的保全活動を支援します。

農業者や地域住民等で構成された活動組織による農村環境保全活動（資源向上支払）（共同活動）への支援や、農地周りの農業用排水路などの補修・更新等を計画的に行う施設の長寿命化のための活動（資源向上支払）（長寿命化）を支援します。

また、構成員の高齢化等に伴い、活動の継続が危惧されていることから、次代を担う人財の育成を行うとともに、組織の合併や広域化を促進します。

【主な事業】

ア 多面的機能支払交付金

○目的

近年の農村地域の過疎化、高齢化、混住化等の進行に伴う集落機能の低下により、地域の共同活動によって支えられている多面的機能の発揮に支障が生じつつあります。

また、地域の共同活動の困難化に伴い、農用地、水路、農道等の地域資源の保全管理に対する担い手農家の負担の増加も懸念されています。

そこで、本交付金では地域の共同活動に係る支援を行い、農業・農村の有する多面的機能が今後とも適切に維持・発揮されるようにするとともに、担い手農家への農地集積という構造改革を後押しします。



活動の様子（資源向上支払）

○制度の内容

1 交付単価

(1) 農地維持支払：農用地、水路、農道等の地域資源の基礎的な保全活動を支援

基本単価《10a当たり 田：3,000円/年、畑：2,000円/年、草地：250円/年》

(2) 資源向上支払（共同活動）：水路、農道等の軽微な補修、農村環境保全活動等を支援

基本単価《10a当たり 田：2,400円/年、畑：1,440円/年、草地：240円/年》

(3) 資源向上支払（長寿命化）：水路、農道等の補修、更新等の活動を支援

基本単価《10a当たり 田：4,400円/年 畑：2,000円/年 草地：400円/年》

※(1)、(2)は併せて取り組むことが基本。

※多面的機能の増進を図る活動に取り組めない場合は、単価は5/6を乗じた額となる。

※(2)、(3)に一緒に取り組む場合、(2)の単価は0.75を乗じた額となる。

イ 中山間地域等直接支払交付金

○目的

中山間地域は、平野部に比べて傾斜地が多く農業生産の条件が不利なことから、過疎化や農業者の高齢化が進み、担い手の減少や耕作放棄地が増加し、多面的機能の低下が懸念されている状況にあります。

本制度は、中山間地域において協定を締結した集落や農業者に対し、生産条件の不利を補う交付金を直接的に支払い、農業生産活動の継続や多面的機能の維持・増進活動を支援します。

○制度の内容

1 実施期間（第5期対策）

令和2年度から令和6年度までの5年間

2 対象地域

地域振興8法（「特定農山村法」、「山村振興法」、「過疎法」、「半島振興法」他）に指定されている地域（通常地域）及びこれに準じるとして知事が認める地域（特認地域）



3 対象農用地の傾斜要件等

活動の様子

急傾斜の農用地（田：1/20以上、畑・草地・採草放牧地：傾斜度15度以上）

緩傾斜の農用地（田：1/100以上、畑・草地・採草放牧地：傾斜度8度以上）他

4 対象農用地の団地要件等

（1）集落協定

1ha以上のまとまりを持つ一団の農用地（連担していなくても集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計が1ha以上あれば対象）

（2）個別協定

認定農業者等が利用権設定や作業委託を受けている農地（基本的に自作地は対象外であるが3ha以上経営している場合や一団の農用地全てを耕作している場合は自作地も対象）

5 活動要件

集落マスターPLAN作成、農業生産活動等を継続するための活動、多面的機能増進活動、農業生産活動等の体制整備のための前向きな活動

6 交付単価

（単位：円/10a）

地目等	田	畠	草地	採草放牧地
急傾斜	21,000	11,500	10,500	1,000
緩傾斜等	8,000	3,500	3,000	300

※農業生産性の向上に向けた取組など「体制整備のための前向きな活動」を実施しない場合、交付単価は8割となる。

※小区画・不整形な田、高齢化率・耕作放棄率の高い農地の場合は、緩傾斜の単価と同額になる。

※加算措置として、超急傾斜農地保全管理加算や集落協定広域化加算等もある。